

地 基 企 第 4 5 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 殿

地方公務員災害補償基金
企 画 課 長
(公 印 省 略)

昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部改正等について（通知）

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室から下記のとおり通知がありましたので、その実施に遺漏のないようお願いします。

なお、下記のうち別添 2 の改正に係る基金業務総合処理システムのマスタメンテナンスにつきましては、本部にて更新済みですので、併せてお知らせします。

記

別添 1 昭和 42 年自治省告示第 150 号(地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について)の一部改正について（通知）（写し）

別添 2 平成 3 年自治省告示第 74 号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 5 条第 2 項の規定による平均給与額等を定める省令第 3 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)他 5 件の一部改正について（通知）（写し）

以 上